

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（資本金）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 機構は、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第号）（附則第二条第七項の規定により政府から出資があつたものとされた金額により資本金を増加するものとする。）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（十二）（略）</p> <p>十三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「労災年金受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（資本金）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一（十二）（略）</p>

資金の貸付けを行うこと。

十四 (略)

2～7 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～五 (略)

六 第十二条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定(附則第二条第八項において「第五号勘定」という。)(及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

十三 (略)

2～7 (略)

(業務の委託)

第十四条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一～五 (略)

(積立金の処分)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定(附則第二条第八項において「第五号勘定」という。)(において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5・6 (略)	<p>(基金)</p> <p>第二十三条 機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第五条第三項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者若しくは労災年金受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に関し必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用)</p> <p>第二十八条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務を行う場合について準用する。</p>
5・6 (略)	<p>(基金)</p> <p>第二十三条 機構は、第十二条第一項第七号及び第八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために基金を設け、第五条第二項後段の規定により政府が示した金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害の発生、経済事情の急激な変動その他の事情が生じた場合において、福祉若しくは医療に係るサービスの安定的な提供を図るため、又は厚生年金等受給権者の生活の安定に資するため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十二号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）をとることを求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用)</p> <p>第二十八条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号に掲げる業務を行う場合について準用する。</p>

[

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>第十二条の五</p> <p>2 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律 号）の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第 号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。</p>	<p>第十二条の五（略）</p> <p>2 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、労働福祉事業団法第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第七条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定め るもの又は日本郵政公社は、病院を開設し、若しくはその開設した 病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種別を変更し、又は 診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養病床の病床数を増 加しようとするときは、あらかじめ、その計画に関し、厚生労働大 臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をしなければならない 。その計画を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第七条の二（略） 2～5（略）</p> <p>6 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち政令で定め るもの、日本郵政公社又は労働福祉事業団は、病院を開設し、若し くはその開設した病院につき病床数を増加させ、若しくは病床の種 別を変更し、又は診療所に療養病床を設け、若しくは診療所の療養 病床の病床数を増加しようとするときは、あらかじめ、その計画に 関し、厚生労働大臣に協議（政令で特に定める場合は、通知）をし なければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とす る。</p>

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類する</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類する</p>

もの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（広域障害者職業センター）</p> <p>第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業能力開発校又は独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第 号）第十二条第一項第一号に掲げる療養施設若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設その他の厚生労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（広域障害者職業センター）</p> <p>第二十一条 広域障害者職業センターは、広範囲の地域にわたり、系統的に職業リハビリテーションの措置を受けることを必要とする障害者に関して、障害者職業能力開発校又は労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百二十六号）第十九条第一項第一号の療養施設若しくはリハビリテーション施設その他の厚生労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公団等（都市基盤整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、緑資源公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業総合事業団、首都高速道路公団、雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（水資源開発公団にあつては愛知用水公団、緑資源公団にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、都市基盤整備公団にあつては日本住宅公団、中小企業総合事業団にあつては中小企業信用保険公庫、雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第二十条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表第一（第二条関係） 一、五（略） 六 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第 号） 七、三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一、五（略） 六 労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百十六号） 七、三十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（労災勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第 号）第十五条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第 号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第 号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>三 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金</p> <p>四～七（略）</p>	<p>（労災勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第 号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>三 労働福祉事業団への出資金及び交付金</p> <p>四～七（略）</p>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第二十二條關係）

別表第一（第二條關係）		改正案	
		名称	根拠法
理化学研究所	(略)	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）	(略)
別表第一（第二條關係）		現行	
		名称	根拠法
理化学研究所	(略)	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）	(略)
労働福祉事業団	(略)	労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百一十六号）	(略)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）（附則第二十三条関係）

改正案		別表（第二条関係）	
名称	(略)	名称	(略)
根拠法	(略)	根拠法	(略)
理化学研究所	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）	理化学研究所	理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）
現行		別表（第二条関係）	
名称	(略)	名称	(略)
根拠法	(略)	根拠法	(略)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百一十六号）	労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百一十六号）